

令和3年7月9日(金)

日本財団WORK! DIVERSITYプロジェクト第1回ネットワーク構築検討部会

「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」

アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～



【ご留意頂きたいこと】

映写版では現場の状況をご理解頂き易くするため、当事者の承諾を得た事例の写真や映像等を使用しています。該当部分に関しては、プライバシー保護の徹底を図るため、撮影・録音はご遠慮ください。また、本資料は映写版では使用しないスライドを含む補足資料ですので、本編では映写されるスライドを中心にご覧ください。時間の都合上、ポイントを絞り、重要な点は、口頭でご説明させて頂くことをご理解頂ければ幸いです。

認定特定非営利活動法人
スチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)



代表理事 谷口 仁史

( 佐賀県子ども・若者総合相談センター長)

( さが若者サポートステーション 前総括コーディネーター)

( 佐賀県ひきこもり地域支援センター長)

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

各種調査が示す 日本における「社会的孤立」の深刻さ

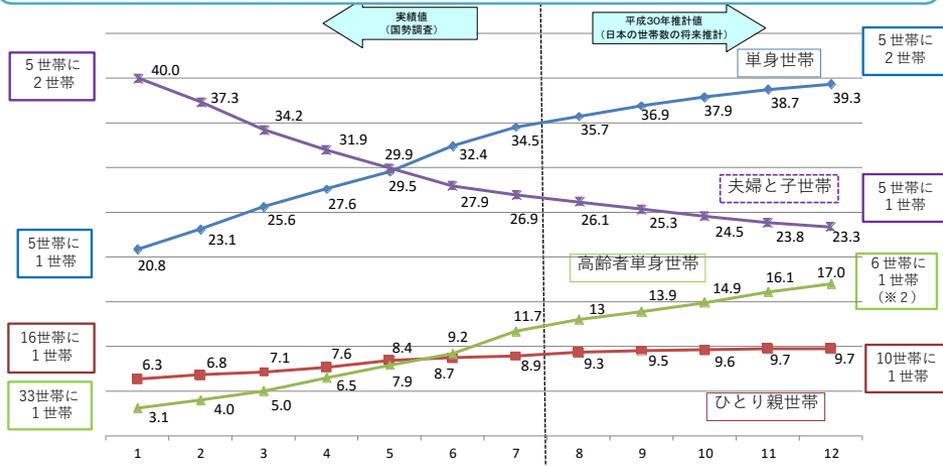
～個別的支援の充実は勿論のこと実態を踏まえた地域づくり等社会的取組の推進も重要～

※以下、統計等は厚労省、内閣府及びNHK提供資料



世帯構成の推移と見通し

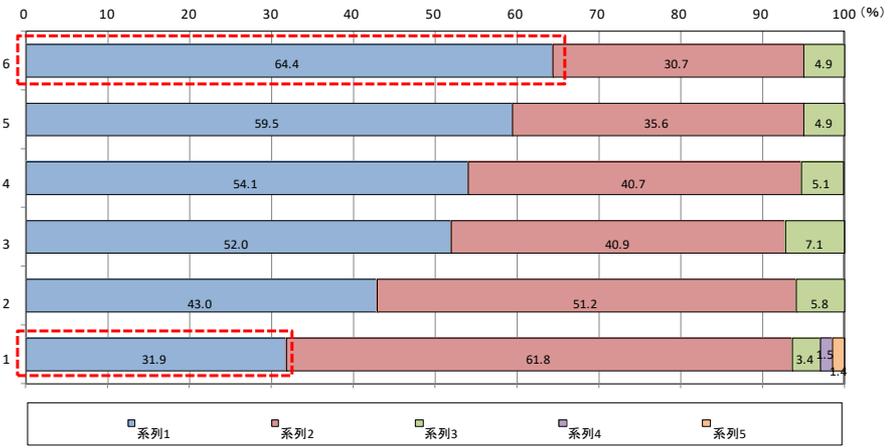
○単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。
 単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世界数約5,333万世帯(2015年))
 ○一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」
 (※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。
 (※2) 全世界数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

高齢者の近隣とのつながりの状況

○60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は1988年から2014年で半減しており、高齢世代の地域のつながりも希薄化する傾向にあると考えられる。



資料: 2008年以前: 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年: 内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」
 注1) 対象は60歳以上の男女
 注2) それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。
 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」
 高齢者の日常生活に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあいがいい」、「つきあいがいい」、「わからない」、「無回答」

若者の社会とのつながりの状況①

○15〜29歳の若者を対象とした調査では、「家族・親族」や「学校で出会った友人」の中に、「何でも悩みを相談できる人がある」と答えた者の割合が高い。
 ○一方で、無業者に限ってみると、「家族・親族」や「学校で出会った人」を含め、「何でも悩みを相談できる者がある」と「思わない」と答える割合が顕著に高く、社会とのつながりが希薄である状況が確認できる。

就業・就学の状況別のつながりの認識



(出所) 内閣府「平成29年版 子供・若者白書」

3 ひきこもりの者の推計数 ※以下、令和元年度子ども・若者白書より抜粋

広義のひきこもり群の出現率は1.45%であり、推計数は61.3万人であった⁴。平成27年度調査の結果と比較すると、出現率は低いが推計数は多かった⁵。

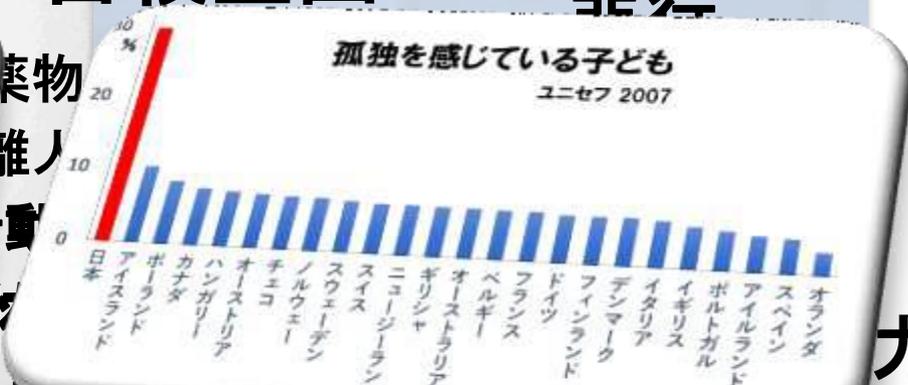
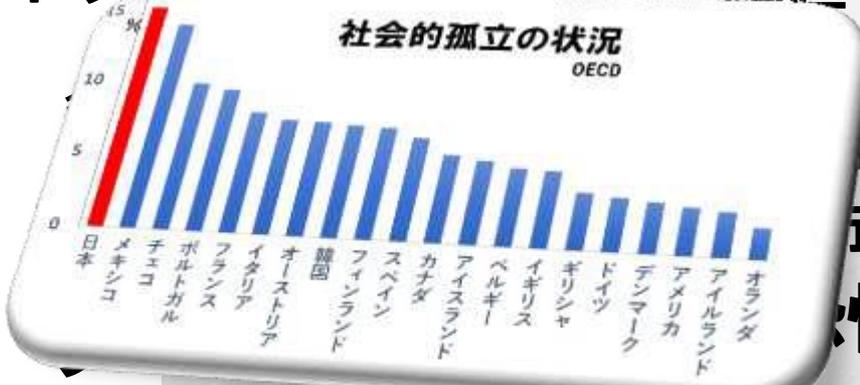
調査内容	該当人数 (人)	有効回答数に占める割合 (%)	全国推計数 (万人)
本人は病気になるが、自分の理解に関する相談のときだけ外出する	19	0.08	24.8
本人は病気になるが、道中のコンビニなどにだけ出かける	21	0.05	27.4
自宅からは出るが、家からは出ない又は自宅からほとんど出ない	7	0.22	9.1
計	47	1.45	61.3

- 1) 調査の対象、時期、方法
 平成30年度調査は、層化二段無作為抽出法で抽出された全国の満40歳から満64歳までの5,000人とその同居者の方を対象に、平成30年12月7日から同月24日までの間、内閣府から委託を受けた民間の調査会社の調査員が調査対象者の自宅を訪問して調査票を渡し、後日、再び訪問して調査票を回収するという、訪問留置・訪問回収の方法により実施した。
- 2) ひきこもりの状態になってからの期間
 広義のひきこもり群の者がひきこもりの状態になってからの期間は、3〜5年の者の割合が21.3%と最も高かったが、7年以上の者の割合が5割近くを占めており、平成27年度調査の結果より高かった。
- 4) ひきこもりの状態になったきっかけ
 広義のひきこもり群の者がひきこもりの状態になったきっかけは、「不登校」と「職場になじめなかった」が最も多かった平成27年度調査の結果とは異なり、多かった順に、「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「病気」、「職場になじめなかったこと」であった。

社会的に孤立・排除され孤独の中で極限の状態に追い込まれる子ども・若者の存在
 ～「来ること」を待つ消極的な施設型支援の限界とアウトリーチ(訪問支援)の必要性～

急激な社会変化の中で子ども・若者が抱える問題は複雑化・深刻化している

ネットカフェ難民 校内暴力 自殺企図 要保護児童 非行



殺人予告 共犯行 暴力 威嚇 薬物 離人 行動 精神 力 協調性の欠如 恐喝 ADHD 自信喪失 信 ひきこもり 社会性の未発達 学習障害 ワーキングプア

「来ること」を待つ「施設型」支援のみで社会的孤立・排除を防げるのか？

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**佐賀県及び佐賀市を中心とした協働実践：
NPOスチューデント・サポート・フェイスの取組概要**

**都道府県単位で全国初の設置となった
「子ども・若者育成支援推進法」に基づく協議会に見る
NPOスチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)の
佐賀県及び佐賀市における位置づけ**

～子ども・若者育成支援推進法及び生活困窮者自立支援法に係る取組において中核的役割を担うNPO法人～





子ども・若者育成支援推進法に基づく法定協議会において

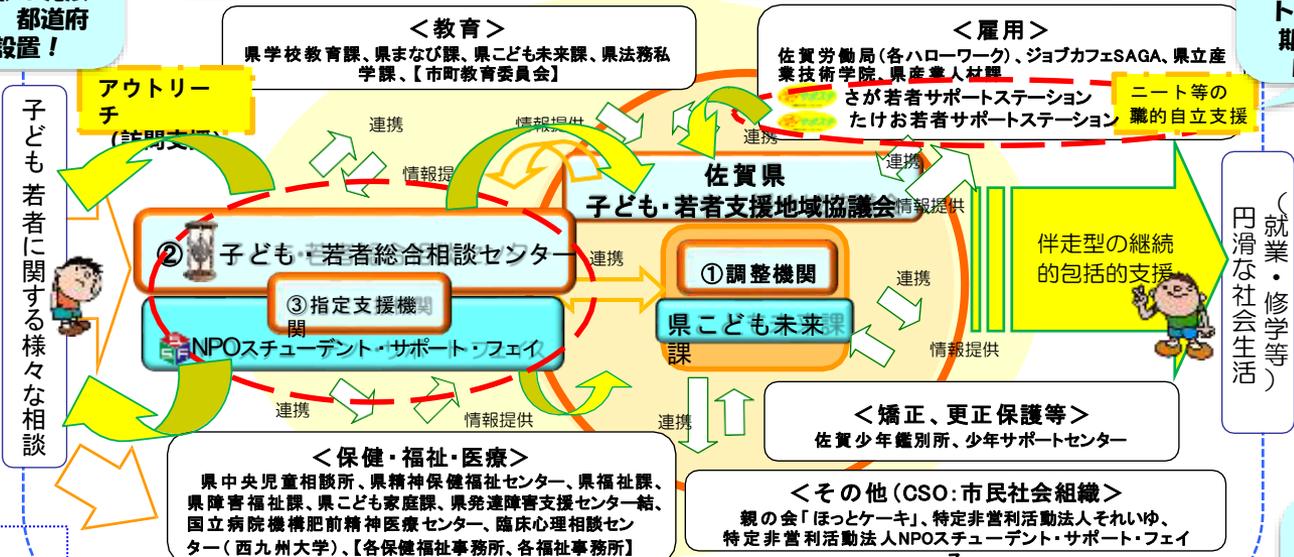
県内唯一の指定支援機関を担うS.S.F.は各施策の連動性を高めるハブ機能を果たしている

《地域若者サポートステーション事業によって形成された支援ネットワークを発展的に継承している佐賀県子ども・若者支援地域協議会》

会議体の乱立を避ける合理的配慮からH18年度に設置された「佐賀県若者自立支援ネットワーク」を拡充する形で発展的に継承！H22年4月、都道府県単位では全国初の設置！

県の関連上部機関がほぼすべて参画する 佐賀県における包括的かつ分野横断的な自立支援体制

開設以来の全国トップクラスの実績が認められH25年に県内2か所体制に移行！H29年度は行革の影響で武雄がサテライト化！R元年度から「就職氷河期世代等一体型支援モデルプログラム」に指定される！



子ども若者に関する様々な相談



佐賀市は県内で最も官民協働が進む地域！

個別分野の知見や施策を結集して困難を有する子ども・若者を総合的に支援

佐賀市では、H25年度より生活困窮者自立支援事業における総合相談窓口「佐賀市生活自立支援センター」の受託・運営を開始した他、H28年度からは青少年センターにおける「子ども・若者支援室」、R2年度からは「発達障がい者等相談支援業務」の委託を受け、年々取組が発展している！



H29年度から「ひきこもり」に関して全年齢層を対象とし県全域をカバーする第一次相談窓口「佐賀県ひきこもり地域支援センター（愛称：さがすみらい）」を県障害福祉課より受託！

①調整機関(法第21条)

協議会運営の中核的存在
事務局機能
関係機関の役割分担や連携に関する調整

②子ども・若者総合相談センター(法第13条)

「たらい回し」を防ぐ一次的「受け皿」機能
ネットワークを活かした「つなぎ」機能
支援に関する専門的な情報の収集・提供等

③指定支援機関(法第22条)

アウトリーチ(訪問支援)及び関連支援
実践的・専門的な情報の提供及びリファ
法第15条第1項各号に規定する支援等

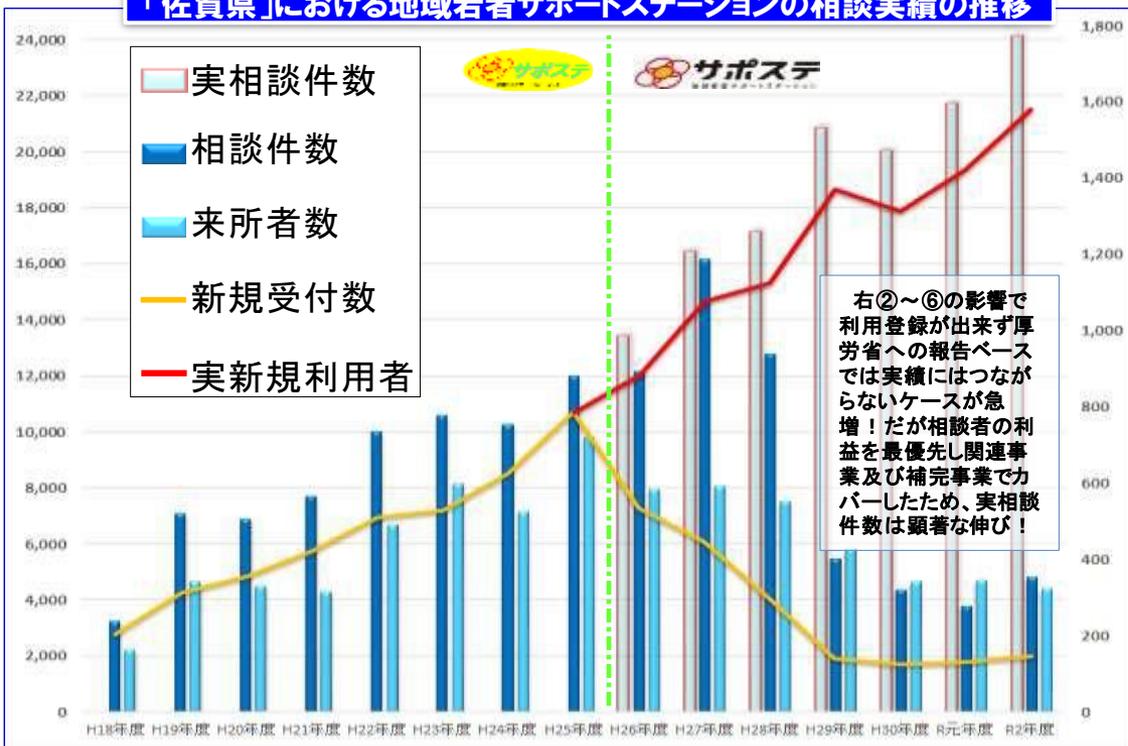
※年間7万9千件を超える相談対応！

②、③に関してアウトリーチを中核事業とし自立に係る各種総合相談窓口を受託・運営するS.S.F.が兼ねることで現場で縦割りを突破
本来の意味での「ワンストップ型」に近い相談サービスを提供(県全域)6

佐賀県のサポステはアウトリーチを基軸に過去10年全国トップクラスの相談実績

～アウトリーチを要する最も最も困難な層の若年無業者を対象に開設から事業スキームの変更までの10年間全国トップクラスの実績～

「佐賀県」における地域若者サポートステーションの相談実績の推移



H25年度行革以降の国の事業スキームの主な変更点

- ①武雄サポステのサテライト化による大幅な予算の減額**
29年度は25年度予算との比較で約2千7百万円減、30年度は入札でさらに約500万減と大幅な予算減。職員体制の縮小。
- ②孤立状態にある者であっても所属がある者を対象から除外**
完全不登校等中退リスクの高い者、長期欠勤や休職中など無業化リスクが高い者であっても所属がある以上は登録不可。
- ③生活困窮者自立支援制度等との厳格なすみ分けの要求**
専門機関からサポステに依頼されたケースでも経済困窮やひきこもり状態にあれば、利用登録が不可に。
- ④仮登録シートを用いたハローワークにおける申請手続の追加**
サポステでの利用登録には、状態等を記入した仮登録シートの作成、ハローワークでの評価等を挟み、2度の来所が必要。
- ⑤相談内容のクラウドでの管理の義務化**
要配慮個人情報を含めた相談内容のクラウドでの管理義務化。システムエラーの多発による安全管理に対する懸念の増大。
- ⑥一般求職者にも課されない届出書と雇用保険加入確認**
就職決定の際の証拠書類及び「就職決定届出書」の提出の義務化。一般求職者にも課されない相談者の負担の増加。

合理化を求めた行政改革推進会議「秋のレビュー」の意図とは異なり、アウトリーチを要するケース等、自立困難度が高い、公的支援が必要な若者ほど相談から遠ざかる本末転倒な結果に。

※佐賀県では、利用登録できない若年無業者等に関して、「佐賀県子ども・若者総合相談センター」における受け入れを可能とした他、「地域若者サポートステーション事業との連携による子ども・若者寄り添い支援事業(県こども未来課)」等新規補完事業の創設等の対策によって支援が可能に！

※H29年12月5日参議院厚生労働委員会の質問等を経てH30年度から仮登録制度は廃止に！令和元年度から佐賀県が新たに九州沖縄唯一のモデル地域に指定された他、「就職氷河期世代活躍支援プラン」が始動！①～④が緩和、深刻化かつ複合化した課題に対して他施策との連動も可能に！

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計
相談件数 (延べ件数)	3,231	7,083	6,888	7,725	10,020	10,621	10,286	11,985	12,155	16,168	12,786	5,489	4,365	3,799	4,818	127,419
来所者数 (延べ人数)	2,235	4,670	4,471	4,302	6,677	8,108	7,138	9,760	7,922	8,022	7,499	5,830	4,650	4,716	4,402	90,402
受付カード数 (新規受付実数)	204	313	357	423	511	528	627	785	536	446	298	139	125	132	145	5,569
									【13,423】	【16,419】	【17,139】	【20,853】	【20,014】	【21,692】	【24,089】	
									【10,931】	【13,371】	【13,957】	【16,982】	【16,299】	【17,666】	【19,617】	
									【881】	【1,077】	【1,126】	【1,369】	【1,314】	【1,421】	【1,580】	

表【 】内に「実」対応件数を示すように事業スキーム変更前のカウント方式では過去最高の実績を更新！

集中3年間で実施される「就職氷河期世代活躍支援プラン」始動！サポステ本来機能の回復に期待！

現場で縦割りを突破することで相乗効果を生み出している「佐賀市生活自立支援センター」

～生活困窮者自立支援法に係る取組においてもS.S.F.が有する機関誘導型、関与継続型のアウトリーチノウハウの有効性は高い～



実績の概要

○開設後累計相談件数は43,630件、来所者数28,240名、新規相談者数実数3,188名。**R2年度の相談件数、新規相談者数、作成プラン数はいずれも過去最高を更新**(初年度の約2.1倍)。**コロナ禍で作成プラン数は前年度の2.1倍、総合支援金貸付に係る事務は316倍!**

OR2年度「就労準備支援事業」における**対応件数は896件**、「学習・生活支援事業」における**学習支援実施回数は547回**(うち家庭教師方式は325回、参加者数は747名)と**コロナ禍の制約の影響を受け前年度を下回ったものの、ICTの活用及びS.S.F.が受託・運営する関連事業による支援を拡充した結果、佐賀市における被支援者数は過去最高を更新。**

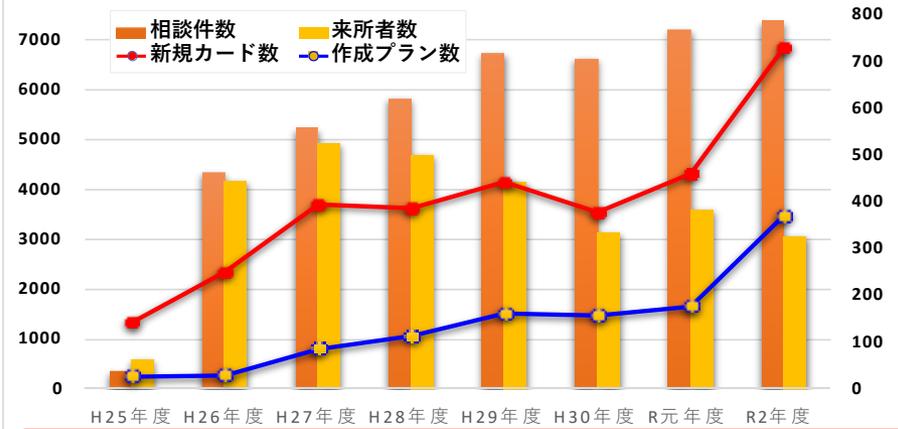
※家計改善支援事業を受託する「グリーンコープ生協協同組合さが」との包括連携協定、「フードバンクさが」等との緊急食糧支援に関する連携、「さがこども未来応援プロジェクト」を介した「こども食堂」等居場所支援、「空家・空地活用サポートSAGA」「すまいサポートさがプロジェクト」等居住支援ネットワークとの連携による住居確保・生活支援、「子どもシェルター」との連携による一時保護及び社会的擁護に係る支援等、県内の連携協力体制の拡充に加え、一般社団法人「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」、国研修等を介した全国各地の取組の後方支援も実施。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	合計
相談件数 (累計)	351	4,330	5,226	5,813	6,727	6,606	7,196	7,381	43,630
来所者数 (累計)	590	4,156	4,912	4,676	4,139	3,126	3,585	3,056	28,240
新規相談者 (実数)	142	251	395	387	443	378	461	731	3,188
訪問回数 (累計)		419	339	595	1,025	1,503	1,364	773	6,018

相乗効果の一例

◎H28年度の生活困窮者自立支援制度における**経済困窮家庭に限定した佐賀市の学習支援のみでは、対応実数85名、個別対応件数1,313件**(うち家庭教師方式169件)、学習会開催数136件と一見、少なく見えるが、以下に例示する**S.S.F.が受託あるいは事業協力する他施策との役割分担及び連携が進み、全体として連動しているため、全体では年間対応実数総計3,537名に学習支援が実施されている!** S.S.F.が介在することで各事業間の適切なすみ分けと積極的な連携による**相乗効果で佐賀市全体の支援対象者のカバー率が上昇した他、家族支援、生活支援、就労支援等が同時並行的に展開されることでより高い自立支援の効果**が得られている!

◎放課後学習会(※S.S.F.はスタッフ派遣等で協力):佐賀市内の中学校数=18校、1校につき年間124時間、参加生徒数=1,166名、◎不登校児童生徒支援業務における学習支援員の年間の対応実数:小学校121名、中学校149名 total 270名、◎訪問支援による学校復帰サポート事業における「訪問型」学習支援:対応実数 197名、実施回数 1,261回、◎その他関連事業の対応実数(一部佐賀市外を含む):訪問支援対応実数 1,210名、適応支援(学習支援含む)645名※学習支援を伴わない新規相談登録実数746名、委託事業に絡まないS.S.F.本体事業における家庭教師方式のアウトリーチ対象者は除外。



佐賀市は関連事業を含め県内で最も充実した取組が展開されている地域のため当該センターではアウトリーチを重視

佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」H29年度～R2年度事業実施状況

～S.S.F.が持つアウトリーチに対するニーズの高さを背景に全国トップクラスの相談実績を収めている～

佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」の相談実績

相談件数19,159件

(うち訪問件数6,479件)

H29年5月15日～R3年3月31日

R2年度、相談件数が過去最高を更新する一方で、新規登録者が減少した背景には、新型コロナウイルスの影響大！10代、20代が前年同水準であったものの、30代が約47%減、40代が42%減、50代が39%減と親世代が高齢化している家庭ほど相談から遠のく傾向が顕著となった！！

厚生労働省選定モデル自治体との比較(開設初年度)			
	佐賀県	A県	B市
相談件数	3,963件	379件	997件
訪問件数	1,450件	10件	67件
実施体制	臨床心理士2名 ※上記実績は開設初年度	保健師3名、精神保健福祉相談員9名	常駐相談員2名

※相談者との多様なマッチングを可能とする「シフト枠」が奏功
※S.S.F.本体事業及び関連事業による予算枠外の後方支援が機能

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	合計
相談件数 (延べ件数)	3,963	3,879	4,744	6,573	19,159
新規登録者 (実数)	348	195	223	162	928
実被相談者 (直接支援を受けた相談者実数)	348	334	401	276	1,359
OR被相談者 (ORを受けた相談者実数)	182	196	290	149	816

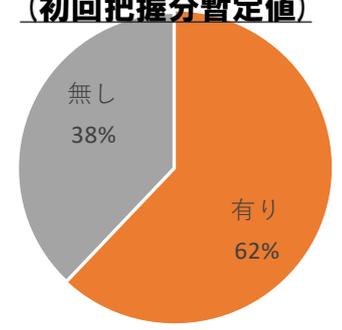
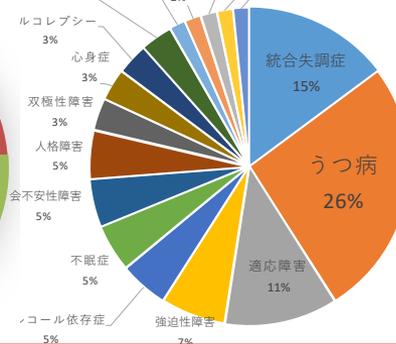
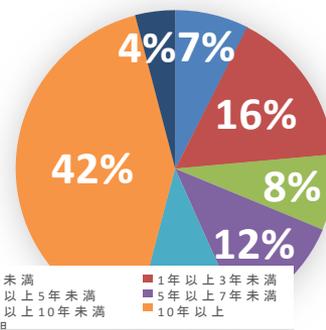
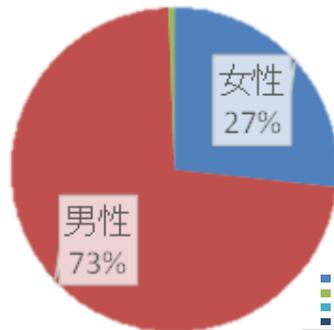
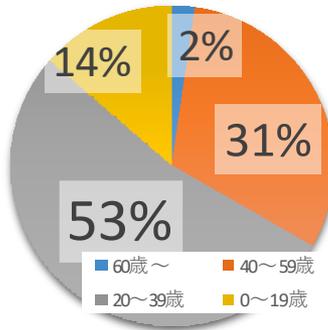
(ア)年齢層

(イ)性別

(ウ)ひきこもり期間

(エ)精神疾患

(オ)支援(初回把握分暫定値)



開設初年度の実態調査では、ひきこもり期間5年以上が64.4%、うち10年以上に及ぶケースが42%

過去に相談窓口や医療機関、民間支援団体等の利用経験を持っていると答えたケースが全体の62%

課題の複合化:「多職種連携」によるアウトリーチと社会参加・自立に至るまでの「伴走型」支援が不可欠

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

アウトリーチの有用性と実践によって明らかとなった子ども・若者の実態

アウトリーチは今後の子ども・若者の 自立支援を推進する上で欠くことの出来ない取組

～「来ることを待つ」従来型支援の限界を補うための専門的支援としてのアウトリーチ～



5 今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点①

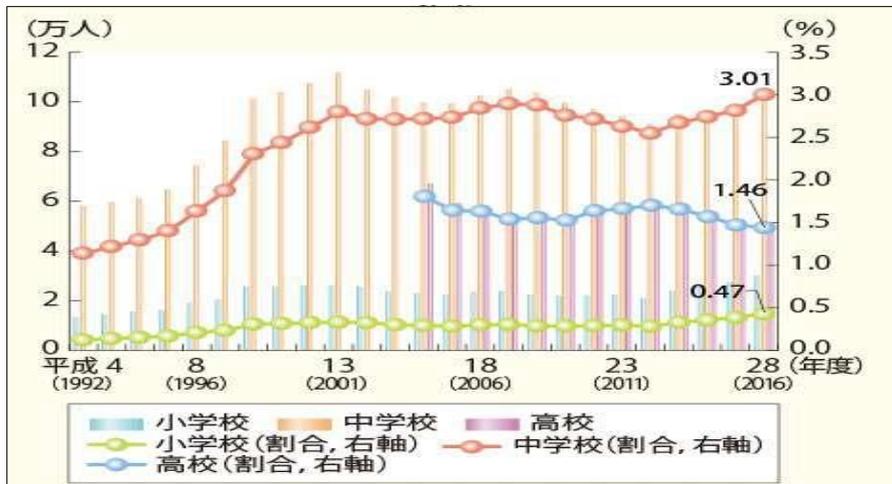
～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴①】

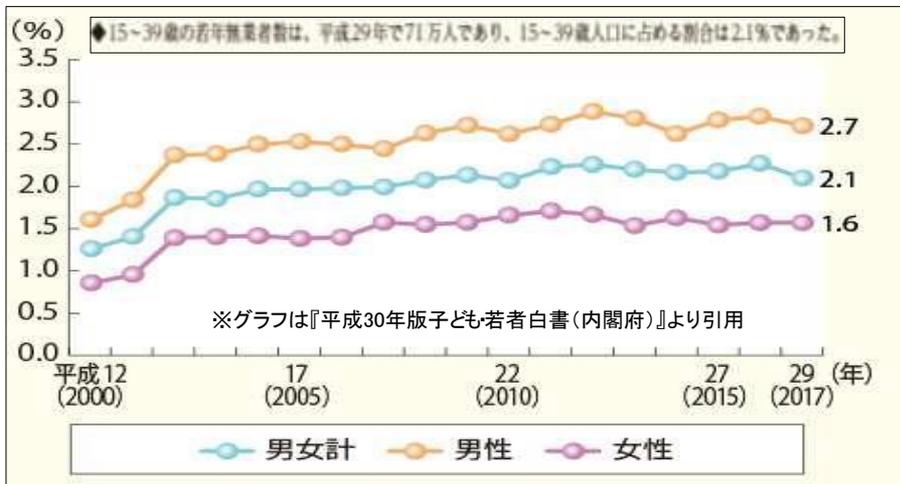
専門家の配置や相談窓口の開設等「施設型」「来訪型」支援が公的支援の主流であり、これらの窓口の多くは当事者の自発的な相談行動を支援の前提としている。

「施設型」「来訪型」支援の拡充に反した厳しい現実

不登校数及び割合の推移



15～39歳人口に占める若年無業者数の割合



施設に足を運ぶこと自体に困難を抱えている子ども・若者の存在

「ひきこもり人口」: 54.1万 (15～39歳) + 61.3万 (40～64歳) = 115.4万人

「来ることを待つ」対策では本来支援が必要な若者にアプローチできていないのではないか？

今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点②

～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴②】

不登校、ひきこもり、非行、ニート等の支援機関では、表面的な状態を改善するための助言・指導、カウンセリング、適応訓練、投薬等本人に対する対応が中心となっている。

子ども・若者が抱える問題の深刻化かつ複雑化

「不登校」対策で実際に対応が必要になった事項

- いじめ被害、暴行、恐喝、性犯罪…
- 性的・身体的虐待、ネグレクト、DV、貧困、離婚問題…
- 出会い系サイト被害、ドラッグ、児童売春、援助交際…
- 摂食障害、リストカット、うつ、強迫性障害、統合失調症…
- 学習障害、自閉症、アスペルガー等発達障害…
- ネット依存、ギャンブル依存、ストーカー行為…
- 暴走行為、粗暴行為、暴力団勧誘、青少年犯罪…

県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査(26年度)

- 精神疾患(疑い含む)…43%
- 発達障害(疑い含む)…43.2%
- 依存行動(ネット依存等)…28.1%
- 虐待(疑い、過去の経験含む)…13.6%
- 家族問題(家族の精神疾患、DV等)…63.4%
- 被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)…20.1%
- 多重困難家庭…84.9%

いじめ被害による自殺、虐待による致死事件等に象徴される生育環境に困難を抱える子ども・若者

いじめ、暴力行為、虐待、DV等コロナ禍で過去最悪の状態

**生育環境の問題の解消も含め
積極的かつ直接的な支援が必要なのではないか？**

今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点③

～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴③】

年齢別、問題別に相談窓口等が設置されたことで専門性の向上は見られるものの、とりわけ複合的な問題を抱えるケースなどは問題の解決や社会参加・自立まで見届けるのが難しい。

自立を難しくする学校教育段階での躓きの実態

「さが若者サポートステーション」における
「ニートの状態にある若者」の実態調査

修学時の不適應経験・・・70.2% (97.2%)
いじめ被害経験・・・30.5% (52.8%)
施設型支援の利用経験・・・61.2% (76.7%)
支援機関の利用経験(複数)・・・48.5% (63.1%)

※22年度調査、()内はアウトリーチ対象者に限定したもの

厚労省:「ニートの状態にある若年者の実態
および支援策に関する調査研究報告書」

不登校経験・・・37.1%
学校でのいじめ・・・55%
精神科又は心療内科での治療・・・49.5%
ハローワークに行った・・・75.8%

複数の公的支援を受けながらも自立が達成されない子ども・若者の存在

社会参加・自立まで
責任を持って見届けられる体制が必要なのではないのか？

視点①～③を考慮すれば既存の公的支援の限界を補い分野横断的な対応を可能とする専門的手段の確保は必須

『相談』『支援』を届ける！アウトリーチ(訪問支援)が重要

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**多重に困難ケースの自立支援において
従来型の縦割りの対応では
長期化・深刻化を招くリスクが高い**

～多重困難ケースから考察するアウトリーチ及びネットワーク活用型支援の必要性～



すべての問題を内包した一事例が物語る従来型支援の限界 ～単一機関による縦割りの対応では複合的な問題を解決することができない～

多重困難事例を通じた従来型支援の限界性の考察

いじめ問題

学校でひどいじめをしている生徒に対して複数の教職員がチームで指導しているが改善しない…

いじめ被害を訴える生徒と加害者とされる生徒、**双方の主張が対立**して保護者を巻き込んだ論争に…

いじめの**加害者側の保護者が子どもをかばって反省せず**、逆に学校に対して再三苦情をあげてくる…

粗暴行為を繰り返す生徒のせいで他の生徒の**人権が犯されている**。早急に施設送致か転校させろ！

発達障害

問題行動に対してチームで指導しているが**生徒の受け止め方が独特**で善悪の判断がついていない…

こだわりや空気をよまない発言、授業中の徘徊など**多動性が見られ**、**発達障害の疑いが強い**が親が…

養育問題

一人暮らしの**おばあちゃん**が元気が良過ぎる子どもを引き取って育てている。倒れないか心配で…

ひとり親家庭で経済的に苦しいせいか朝ごはんを食べてこないし夜も偏った食生活している！

クレーム問題

学校に対して毎日のように苦情の電話をかけ、**関係機関にも学校の誹謗中傷を繰り返している**…

苦情のため警察に飲酒運転で乗り込んだり、**上部機関にクレーム入れて個人攻撃したり手におえない**…

被虐待児童の**転入手続で法的ミス**を犯し、**保護者から脅されている**。立場上ミス公表できず限界…

昼夜問わず、**休日も関係なく自宅まで抗議の電話が…**。自分ほうつになり**家族も別居状態に**…

家族問題

元夫からDVを受け、フラッシュバックが強く**アルコール依存症に**…。憎しみと悲しみで自分が保てない

父親がいないため、息子から**毎日のように家庭内暴力**を受け続け、お金を盗られる…**肋骨も折れた**…

自分の娘と中学生の孫から**暴力をうけ軟禁**されている。命の危機も感じるし**銀行のカードも奪われた**…

うつ病と診断された。でも医師からセクハラを受け**病院は信用できない**！**行くぐらいならもう死ぬ**…

虐待問題

県外に在住している祖母が**一時的に預けていた一人息子**を返さずに違法に育て続けている…

保護者が宗教に加入し子どもに無理に教義を覚えさせたり、強引に勧誘するなど**関係者が困っている**…

アルコール依存のひとり親で子どもに絡むだけでなく、**学校や近所でも度々トラブル**を起こしている…

マンションの住民から**親子喧嘩**がうるさいと**騒音の苦情**がしばしば。**子どもが泣き叫ぶ声**も聞こえるし…

非行問題

スーパーでの万引きや友人宅での**盗みを繰り返し警察に補導**されるなど**急激に素行が悪くなっている**…

周りの生徒が自分に**不愉快な思い**をさせたとい**いがかりをつけ金銭を要求**している。これはもう**恐喝**…

夜親が働きに出て不在の家庭が**不良中学生のたまり場**に。喫煙、飲酒、**不純異性交遊等**が行われている！

酔っ払いの中年男性に集団で暴行したり、リアルケイドロと称して**警察をおちょくって遊んでいる**！

高校中退者問題

1学期は部活も学習も頑張っていたんだけど担任と**トラブル**があってかは人が変わったように**不良に**…

約束破りし世話してくれる先生に感謝もない。人格的に**問題がある**。**甘え断って社会で苦労させるべき**。

家族問題を抱えている生徒であっても、**進学校は勉強を教えることが**役割。そこまで**面倒は見れない**…

喫煙、飲酒、**暴力**…いかなる理由があっても**自己責任**。高校は**義務教育ではない**。**退学しかない**…

ニート問題!?

中卒だから職場でバカにされて…。同じ仕事をするのに**給与も格差**あるし**続けてられない**！

同じ時間拘束されるんだったら**都会で時給が高い方が**いいし、さらに**飲み屋とか夜の仕事**が割がいい。

親からこれまでやってきた**ひどい行**るいに対する**慰謝料**をもらって**のでしばらくは働くつもりはない**。

職場の人間関係も友人関係も維持できない…。**仕事もうまく行かない**し分かってくれる人はいない…

すべての問題を内包した一事例が物語る従来型支援の限界
～単一機関による縦割りの対応では複合的な問題を解決することができない～



教育分野

家庭環境の問題の改善を避けていないか？

指導に従わないから悪いと決めつけていないか？

進学の際中退するリスクは検討されたのか？

就職率、離職率は考慮したのか？

生徒の3年後、5年後の状態を把握しているのか？



福祉分野

人の人生を預かれるだけの専門性を有しているのか？

子どもと老人等、支援ノウハウの違いを理解しているか？

支援によって当事者の依存を生んでいないか？

当事者の不当な要求にコントロールされてはいないか？

制度の枠組に無理に当てはめようとしていないか？



医療分野

本心を引出せるだけの関係性ができているのか？

虐待ケースに投薬は抜本的な解決方法になり得るのか？

当事者が解決能力を有さない場合、環境要因にどう対応する？

長期化による深刻化に対してどう責任を持つ？

社会経験の不足、社会的遅れ等による2次的問題にどう向き合う？



労働分野

学歴も資格もお金もない若者に対してどう支援する？

精神疾患等特段の配慮が必要なケースの見立ては十分か？

離転職を繰り返す若者に対し本人要因以外の分析は加えているか？

若者との関係性を築けるだけの若者理解ができているか？

生育環境の問題を抱える若者に根性論で対応していないか？

既存の取組 で将来的な自立に結びつく「責任ある支援」ができているのか？